

# 新型コロナウイルス感染症に係る対策として 水道基本料金を減免（無償化）します

本市では、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、市民生活並びに経済活動を支援するため、下記のとおり水道基本料金を減免します。

## 1. 支援内容

- ・水道料金のうち、基本料金について100%減免します。

一般用	月額基本料金（税込み）：	698円	⇒	0円
湯屋用	月額基本料金（税込み）：	11,000円	⇒	0円

## 2. 減免期間 : 6か月間

令和2年7月検針分（5月検針分～7月検針分の使用分） ～

令和2年12月検針分（10月検針分～12月検針分の使用分）

例)

一般家庭の場合（口径20mm、1か月あたり20m<sup>3</sup>使用した場合

（通常）基本料金 698円+水道料金 2,046円=2,744円

（減免）基本料金 0円+水道料金 2,046円=2,046円

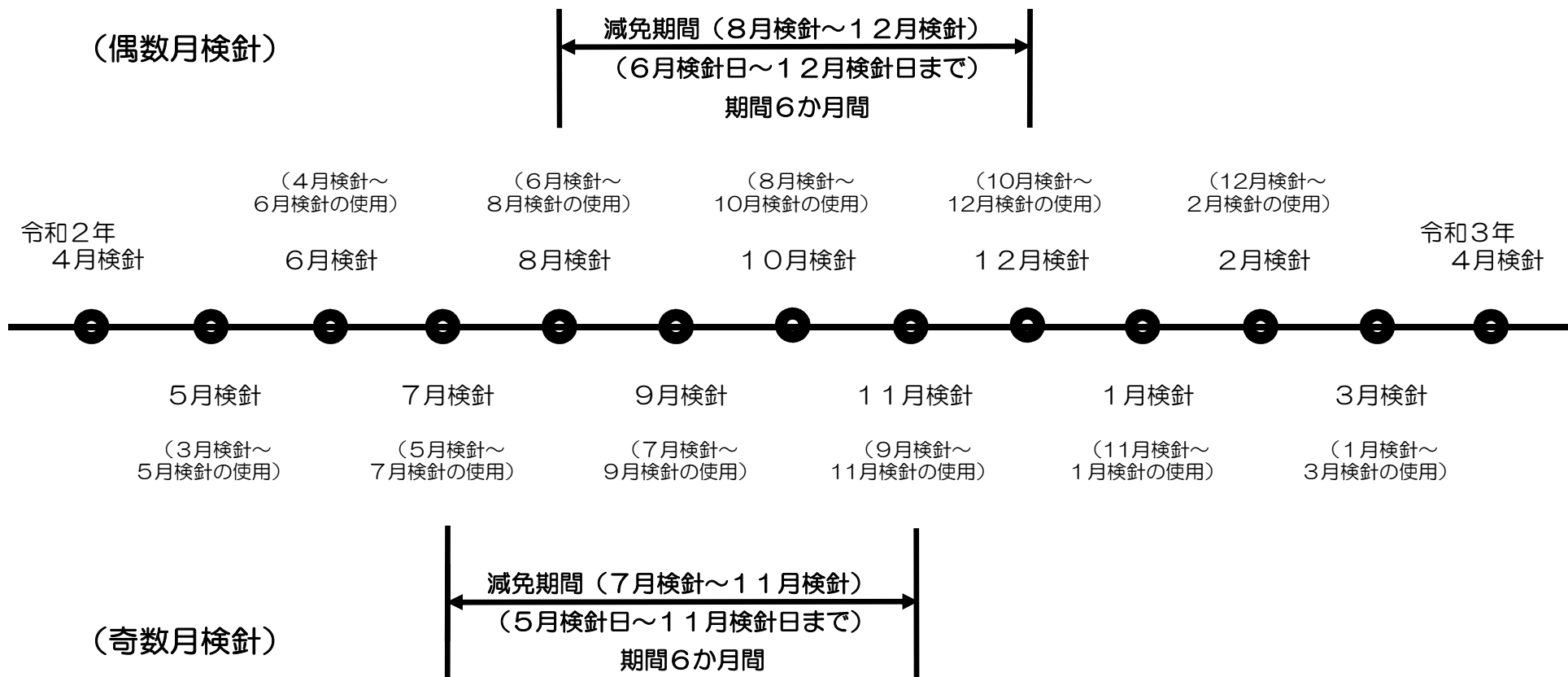
※減免による効果

698円/月×6か月=4,188円（税込み）の減額となります。

## 3. 減免対象者

- ・羽曳野市から給水を受けている方が対象となります。
- ・羽曳野市以外から給水を受けている方は、給水を受けている市にお問い合わせください。
- ・集合住宅などで管理会社や建物のオーナーと給水契約をしている場合は、管理会社などに対して水道料金を減額しますので、個々の減額については直接管理会社などにご確認ください。

# ○ 水道基本料金の減免（無償化）期間



<p>問い合わせ先</p>	<p>羽曳野市水道局 水道料金お客様センター                  電話 072-957-7770                  営業時間 月曜日から金曜日 9:00～17:30、土曜日・日曜日 9:00～17:00                  ※祝日は営業していません</p>
---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------